

魚津市告示第118号

魚津市未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業実施要綱を次のように定める。

令和元年12月4日

魚津市長 村椿 晃

魚津市未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給要領」(平成31年4月1日付け子発0401第9号厚生労働省子ども家庭局長通知)に基づき、子どもの貧困に対応するため、未婚のひとり親に対して、臨時・特別の給付措置として実施する、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金 前条の要領に基づき、魚津市(以下「市」という。)から支給される給付金(以下「給付金」という。)をいう。

(2) 支給対象者 別記の1に掲げる給付金が支給される者をいう。

(給付金の支給等)

第3条 市長は、支給対象者に対し、この要綱の定めるところにより、給付金を支給する。

2 前項の規定により支給対象者に対して支給する給付金の額は、17,500円とする。

(申請受付開始日及び申請期限)

第4条 給付金に係る申請受付開始日は、令和元年8月1日とする。

2 申請期限は、やむを得ない場合を除き、令和元年12月27日とする。

(給付金の申請)

第5条 給付金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別

記の2の規定に基づき、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金申請書（請求書）（様式第1号）（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請の際、必要に応じて、戸籍謄本その他の書類を提出させること等により、当該申請者が別記の1に掲げる支給対象者に該当するか確認を行う。
- 3 市長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該申請者の本人確認を行う。

（支給の決定等）

第6条 市長は、前条第1項の規定により提出された申請書を受理したときは、内容を確認の上、支給又は不支給を決定し、令和元年11月1日以後、魚津市未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給決定通知書（様式第2号）により通知する。

- 2 市長は、前項の規定により給付金の支給を決定したときは、申請者に給付金を支給する。
- 3 給付金の支給は、市が申請者から通知された金融機関の口座へ振り込むものとする。

（振込不能等の取扱い）

第7条 市長が前条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責めに帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

（不当利得の返還）

第8条 市長は、給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対し、支給の決定を取り消し、支給した給付金の返還を求める。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第9条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第10条 この要綱に定めることのほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、公表の日から施行し、令和元年7月1日から適用する。  
（この告示の失効）
- 2 この告示は令和2年3月31日限り、その効力を失う。

## 別記（第2条、第5条関係）

### 1 支給対象者

(1) 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金（以下「給付金」という。）は、令和元年11月分の児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当（以下「児童扶養手当」という。）の支給に係る監護等児童（同法第5条第2項に規定する監護等児童をいう。以下同じ。）の父又は母（当該児童扶養手当の支給を受ける者に限る。）のうち、令和元年10月31日（以下「基準日」という。）において婚姻をしたことがない者で、基準日において婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者がいないもの又は基準日において当該父若しくは母と当該事情にあった者の生死が明らかでないものに対して支給する。

(2) (1)の規定にかかわらず、給付金は、次の表の左欄に掲げる場合について、同表の右欄に掲げる者に対して支給する。ただし、既に(1)に規定する者に対して給付金の支給が決定されている場合には、この限りでない。

(1)に規定する者が基準日以降に死亡した場合	基準日において左欄に掲げる者の監護等児童であった者
(1)に規定する者が基準日以降に死亡し、給付金の申請を行った当該者の監護等児童であった者が、給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合	基準日において(1)に規定する者の監護等児童であった者が左欄に掲げる者以外にある場合、それらの者

### 2 支給の申請

(1) 市から令和元年11月分の児童扶養手当を支給される者又は支給される見込みである者は、市に対して支給の申請を行うことができる。

(2) 国から令和元年11月分の児童扶養手当を支給される者であって、市が基準日における住所地であるものは、市に対して支給の申請を行うことができる。

(3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、次に掲げる者は、市に対して支給の申請を行うことができる。

1の(2)の表の左欄に掲げる場合における同表の右欄に掲げる者(当該者に係る1の(1)に規定する者がこの2の規定により、市に対して支給の申請を行うこととなる場合に限る。ただし、未成年である場合は、その者を申請時に監護している者が代理で行うことができるものとする。)